

第154回

定時株主総会 招集ご通知

▶ 日時

2020年6月23日（火曜日）午前10時
（受付開始：午前9時）

▶ 場所

福島県福島市万世町2番5号
当行本店 地下大ホール

（末尾の「第154回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）

当日ご出席いただけない場合

郵送またはインターネット等により議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。



郵送によるご行使

詳細は3ページをご参照ください。



インターネットによるご行使

詳細は4ページをご参照ください。

議決権行使期限

2020年6月22日（月曜日）
午後5時まで

目次

■ 第154回定時株主総会招集ご通知	1
■ 議決権行使についてのご案内	3
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 取締役7名選任の件	6
第3号議案 監査役2名選任の件	15
[添付書類]	
第154期事業報告	19
第154期計算書類	36
第154期連結計算書類	39
監査報告書	42

証券コード8562
2020年5月29日

株主各位

福島県福島市万世町2番5号
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤 容啓

第154回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当行第154回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた対応につきましては、同封しました「当行第154回定時株主総会における新型コロナウイルス感染防止への対応について」を参照ください。

また、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、2020年6月22日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使いただきたくお願い申し上げます。

敬具

記

1	日時	2020年6月23日（火曜日）午前10時
2	場所	福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール
3	目的事項	報告事項 1. 第154期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告及び計算書類の内容報告の件 2. 第154期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役7名選任の件 第3号議案 監査役2名選任の件

以上

インターネットによる開示事項について

- 本招集ご通知に際して提供すべき書類につきましては、法令及び当行定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載しておりますので、本添付書類には記載しておりません。
 - ・ 事業報告の「業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況」
 - ・ 計算書類の「個別注記表」
 - ・ 連結計算書類の「連結注記表」したがいまして、本招集ご通知の添付資料は、会計監査人が会計監査報告書を作成するに際して監査をした計算書類又は連結計算書類等の一部であり、監査役が監査報告書を作成するに際して監査をした事業報告、計算書類又は連結計算書類等の一部であります。
- 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当行ウェブサイトに掲載させていただきます。

当行ウェブサイト

<https://www.fukushimabank.co.jp/>

招集にあたってのご案内

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 議決権の代理行使につきましては議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができます。その際には、株主又は代理人は代理権を証明する書面を、ご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当日出席いただく場合は、資源節約のため本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主様の大切な権利です。
後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。
議決権の行使には、以下の3つの方法がございます。

株主総会にご出席いただく場合



当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

開催日時

2020年6月23日(火曜日)
午前10時(受付開始午前9時)

書面(郵送)による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご返送ください。

行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時到着分まで

インターネットによる議決権行使



パソコン、スマートフォンから、次頁の議決権行使サイトにアクセスし、画面の案内に従って、各議案に対する賛否をご登録ください。

詳細は次頁をご覧ください。

行使期限

2020年6月22日(月曜日)
午後5時まで

議決権行使書のご記入方法のご案内(サンプル表示です。)

The image shows a sample of a proxy ballot form. A red dashed line points from the text 'こちらに、各議案の賛否をご記入ください。' to a red-bordered box on the form. This box contains a table with columns for '賛成' (Agree), '反対' (Disagree), and '無効' (Invalid) for each proposal. The form also includes a QR code and the company name '〇〇〇株式会社'.

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

通常議案の場合

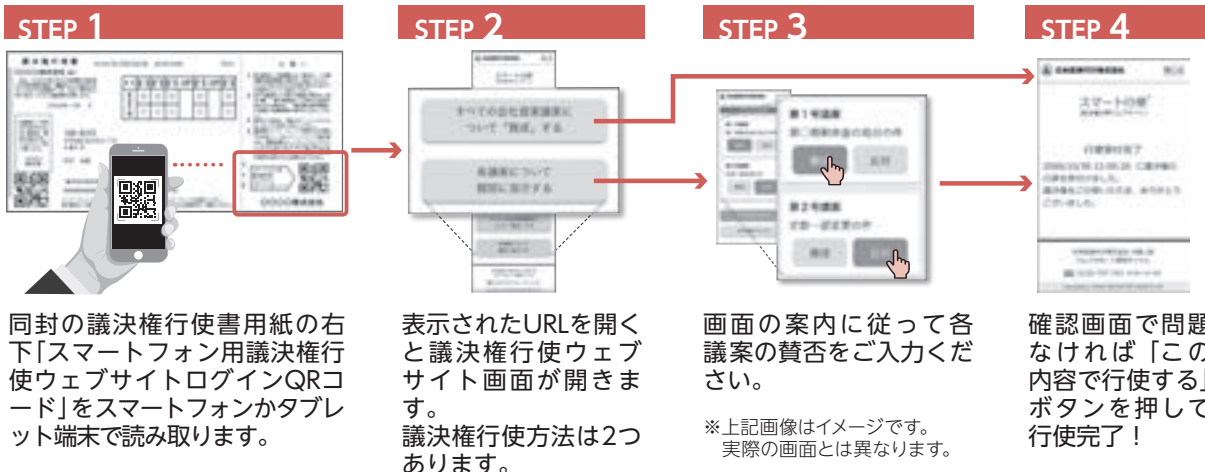
- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

取締役・監査役選任議案の場合

- ▶ 全員賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 全員反対の場合：「否」の欄に○印
- ▶ 一部の候補者に反対する場合：
「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネットによる議決権行使のご案内

スマートフォンの場合 ※QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。



ご確認ください! 一度議決権を行使した後で行使内容を変更される場合、下記議決権行使ウェブサイトにて「議決権行使コード」「パスワード」をご入力しお手続きいただく必要があります。

パソコンの場合 (議決権再行使の場合)

STEP 1
議決権行使ウェブサイト
にアクセス
<https://www.e-sokai.jp>



〈PC向け議決権行使ウェブサイト〉
<https://www.e-sokai.jp>へ
遷移します。



STEP 2
インターネットによる議決権行使
についてをお読みいただき、
「次へすすむ」をクリック

STEP 3
議決権行使書用紙に記載された
「議決権行使コード」を入力し、
「ログイン」をクリック
「パスワード」を入力し、
「次へ」をクリック



〔ご注意事項〕

- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金等は株主さまのご負担となります。
- 議決権行使書用紙により議決権を行使され、インターネット等でも議決権を行使された場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- インターネット等で議決権行使を複数回なされた場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。



インターネットによる
議決権行使に関するお問い合わせ先

インターネットによる議決権行使でご不明な点につきましては下記にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 日本証券代理株式会社 代理人
ウェブサポート専用ダイヤル

0120-707-743

受付時間 9:00~21:00 (土曜、日曜、祝日も受付)

以上

株主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第154期の期末配当金につきましては、当期の業績並びに内部留保の状況などを考慮し次のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額
当行普通株式1株につき2円 総額55,952,968円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月24日

第2号議案 取締役7名選任の件

当行では各事業年度に対する経営責任の明確化を図るため、定款により取締役の任期を1年と定めており、現在の取締役6名は全員が本総会終結の時をもって任期満了となります。

今期の取締役の人数は、昨年11月11日付でSBIホールディングス株式会社様と締結しました、「資本業務提携契約」に基づき、社外取締役候補者1名を含め、取締役4名、社外取締役3名の7名体制といたしたく存じます。

つきましては、取締役7名の選任をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	氏名	現在の当行における地位及び担当	取締役会 出席状況
1 再任	(男性) 加藤 容啓 かとう たかひろ	取締役社長	100% (22回/22回)
2 再任	(男性) 佐藤 明則 さとう あきのり	常務取締役企画本部長	100% (22回/22回)
3 再任	(男性) 佐藤 俊彦 さとう としひこ	取締役本店営業部長	100% (22回/22回)
4 新任	(男性) 鈴木 岳伯 すずき たけのり	執行役員営業本部副本部長	—
5 再任 社外 独立役員	(男性) 纈瀬 晃 こうけつ あきら	取締役	100% (22回/22回)
6 再任 社外 独立役員	(女性) 二瓶由美子 にへい ゆみこ	取締役	100% (22回/22回)
7 新任 社外 独立役員	(男性) 五味 廣文 ごみ ひろふみ	—	—

社外 …………… 社外取締役候補者

独立役員 …………… 株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者

候補者
番号

1

かとう
加藤

たかひろ
容啓

再任

■ 生年月日

1956年12月2日生

■ 所有する当行の普通株式数

9,100株

略歴、当行における地位、担当

1980年 4月 株式会社東邦銀行入行

2000年 3月 郡山東支店長

2003年10月 須賀川支店長

2006年 6月 市場金融部長

2007年 6月 総合企画部長

2008年 6月 取締役総合企画部長

2009年 6月 常務取締役

2012年 6月 常務取締役（代表取締役）

2013年 6月 専務取締役（代表取締役）

2015年 6月 取締役退任
福島商事株式会社取締役会長

2015年 8月 とうほう証券株式会社代表取締役社長

2018年 5月 福島商事株式会社取締役会長退任
とうほう証券株式会社代表取締役社長退任

2018年 6月 当行顧問

2018年 6月 取締役社長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

地域や地域金融機関の経営によく通じ、人格、識見、能力、これまでの実績手腕等を踏まえて当行のトップに最もふさわしい人材であるため。

候補者
番号

2

さとう
佐藤

あきのり
明則

再任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

■ 生年月日

1956年4月19日生

■ 所有する当行の普通株式数

11,500株

略歴、当行における地位、担当

1980年4月 当行入行
2000年3月 平東支店長
2001年6月 棚倉支店長
2002年5月 経営企画部広報課長
2003年5月 本店営業部法人営業部長
2005年4月 本店営業部法人渉外部長
2005年10月 相馬支店長
2007年7月 二本松支店長
2009年7月 会津支店長
2012年6月 平支店長
2014年6月 執行役員企画本部長
2015年6月 取締役企画本部長
2019年6月 常務取締役企画本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

当行の枢要営業店長、執行役員、取締役として営業、支店運営、企画に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。

候補者
番号

3

さとう としひこ
佐藤 俊彦

再任

■ 生年月日

1968年7月30日生

■ 所有する当行の普通株式数

4,600株

略歴、当行における地位、担当

1991年4月 当行入行

2008年10月 法人営業チーム企業支援室長

2010年4月 企業支援室主任調査役

2011年3月 再生支援室長

2013年4月 与信管理室長

2015年8月 与信統括部長

2016年6月 執行役員審査部長兼与信統括部長

2018年6月 取締役業務本部長兼審査部長兼与信統括部長

2019年6月 取締役本店営業部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

審査部兼与信統括部長等を歴任し、審査部門はもとより、債権管理や事業の再生支援の分野で幅広く専門的な知識と豊富な経験を有しており、その幅広い知識と経験を当行の業務執行に生かしてもらいたいため。

候補者
番号

4

すずき
鈴木

たけのり
岳伯

新任

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

連結計算書類

監査報告書

■ 生年月日

1966年6月17日生

■ 所有する当行の普通株式数

3,000株

略歴、当行における地位、担当

1992年4月 当行入行

2009年10月 荒井支店長

2011年6月 郡山営業部副部長

2014年4月 組織開発室長

2015年8月 組織開発部長

2017年4月 平支店長

2018年6月 執行役員 営業本部副本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

当行の枢要営業店長、執行役員として営業、支店運営、企画に関する幅広い知見を有しており、その知見を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。

候補者
番号

5

こうけつ
績 績

あきら
晃

再任

社外

独立役員

■ 生年月日

1952年4月21日生

■ 所有する当行の普通株式数

6,300株

略歴、当行における地位、担当

1976年4月 株式会社博報堂入社

1995年12月 同社営業部長

1999年12月 同社営業局長代理

2002年6月 株式会社福島博報堂代表取締役社長

その後、株式会社盛岡博報堂、株式会社秋田博報堂、株式会社福島博報堂及び株式会社仙台博報堂の代表取締役社長及び取締役並びに株式会社青森博報堂の取締役を歴任

2012年7月 株式会社東北博報堂顧問

2013年3月 同社顧問を退任

2013年4月 国立大学法人山形大学客員教授（2019年3月まで）

2013年6月 当行取締役（現在に至る）

2020年4月 国立大学法人山形大学非常勤理事（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

長年にわたる企業経営経験、また大学客員教授（技術者倫理担当）として、組織運営、マーケティング、倫理等に関し専門的な知識を有しており、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。

■ 生年月日

1950年8月31日生

■ 所有する当行の普通株式数

4,300株

略歴、当行における地位、担当

- 1995年4月 桜の聖母短期大学非常勤講師
(生活文化論)
- 2000年4月 桜の聖母短期大学専任講師
- 2004年4月 福島県男女共同参画審議会会長
(2015年2月迄)
- 2006年4月 桜の聖母短期大学准教授
- 2013年4月 桜の聖母短期大学キャリア教養学科教授
(日本国憲法・法学・労働法制と人権・福島学など)
- 2013年10月 福島地方労働審議会委員 (2016年6月迄)
- 2016年3月 桜の聖母短期大学退職
- 2016年6月 当行取締役 (現在に至る)
- 2019年6月 福島県立医科大学臨床研究審査委員会委員 (現在に至る)

重要な兼職の状況

—

選任理由

長年にわたり桜の聖母短期大学等で教鞭を執り、法律学、女性学等の専門的な知識を有しているほか、福島地方労働審議会委員など数多くの公職を歴任し、その幅広く高度な知識、経験等を引き続き当行の経営に生かしてもらいたいため。なお、同氏は、社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。

候補者
番号

7

ご
み
五味

ひろ
ふみ
廣文

新任

社外

独立役員

■ 生年月日

1949年5月13日生

■ 所有する当行の普通株式数

一株

略歴、当行における地位、担当

1972年4月 大蔵省（現財務省）入省

2001年7月 金融庁検査局長

2002年7月 金融庁監督局長

2004年7月 金融庁長官

2007年7月 退官

2007年10月 西村あさひ法律事務所 顧問

2009年10月 株式会社プライスウォーターハウス総合研究所（現Pwc総合研究所合同会社）理事長

2015年2月 ボストンコンサルティンググループ
シニア・アドバイザー（現在に至る）

2017年6月 SBIホールディングス株式会社社外取締役
（2019年6月退任）

重要な兼職の状況

—

選任理由

大蔵省（現財務省）に入省し、金融庁検査局長、監督局長を歴任し、2004年から3年間金融庁長官を務められた。退官後は民間企業の顧問や社外取締役として企業経営に携わられた。金融行政、企業経営に対する幅広い高度な知識と経験を生かし、当行の経営に指導、助言をしていただきたいため。

- (注) 1. 各取締役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は、社外取締役候補者であります。
額瀨晃、二瓶由美子の両氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し同取引所に届け出ており、本総会において両氏が選任された場合には、引き続き独立役員となる予定であります。また、五味廣文氏も本総会で選任された場合は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員となる予定であります。
3. 額瀨晃及び二瓶由美子の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当行定款の規定に基づき、会社法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。両氏の再任が承認された場合には、本契約を継続する予定であります。また、五味廣文氏につきましても、本総会で選任が承認された場合、当行は同氏との間で上記責任限定契約を締結する予定であります。
当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額としております。
4. 額瀨晃氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって7年となります。
また、二瓶由美子氏の当行社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
6. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は当行の親会社等ではなく、また過去5年間に当行の親会社等であったことはありません。
7. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員ではなく、また過去5年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
8. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
9. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は、当行の親会社等、当行又は当行の定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
10. 額瀨晃、二瓶由美子及び五味廣文の各氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

第3号議案 監査役2名選任の件

監査役吉田直人及び清水修二の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、監査役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

候補者
番号

1

や ない
矢 内

た か し
高 志

新任

■ 生年月日

1959年2月6日生

■ 所有する当行の普通株式数

8,843株

略歴、当行における地位

1982年4月 株式会社福島銀行入行
2004年4月 経営企画チームリーダー
2006年3月 業務開発チームリーダー
2009年7月 リスク管理室長
2010年4月 営業企画室長
2012年4月 大宮支店長
2014年4月 事務統括室長
2015年8月 事務企画部長
2016年6月 執行役員 事務本部長
2017年6月 取締役 事務本部長（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

経営企画チームリーダー、営業企画室長、事務企画部長等を歴任し、現在は取締役事務本部長として手腕を発揮している。その幅広い知識と経験を当行の経営監査に生かしてもらいたいため。

■ 生年月日

1959年1月6日生

■ 所有する当行の普通株式数

一株

略歴、当行における地位

1981年4月 昭和監査法人（現 EY新日本有限責任監査法人）東京事務所

1984年7月 等松・青木監査法人（現 有限責任監査法人トーマツ）仙台事務所

1986年4月 EY新日本有限責任監査法人 福島事務所

2007年6月 日本公認会計士協会東北会 常任幹事

2010年4月 福島県 包括外部監査人

2010年10月 日本公認会計士協会東北会 福島県会長

2015年6月 福島地方最低賃金審議会 会長（現在に至る）

2017年12月 鈴木和郎公認会計士事務所 開業（現在に至る）

2018年4月 福島市 包括外部監査人（現在に至る）

福島県立医科大学 監事（現在に至る）

2018年9月 公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構監事（現在に至る）

2019年6月 いわき信用組合 会計監査人（現在に至る）

2020年5月 アレンザホールディングス株式会社 取締役監査等委員（現在に至る）

重要な兼職の状況

—

選任理由

永年監査法人の業務に従事し、この間、福島県内上場企業の会計監査人や福島県の包括外部監査人を歴任された他、福島地方最低賃金審議会会長なども務められている。2017年に鈴木和郎公認会計士事務所を開設。その幅広く高度な知識、経験等を当行の経営監査に生かしてもらいたいため。なお、同氏は過去に会社経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役として、その職務を適切に遂行していただけると判断しております。

- (注) 1. 各監査役候補者と当行との間には、特別の利害関係はありません。
2. 鈴木和郎氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。
3. 当行は、社外監査役としての職務遂行にあたり期待される役割を十分発揮できるよう、社外監査役との間で、当行への損害賠償責任を一定範囲内に限定する契約を締結できる旨を定款に定めております。社外監査役候補者鈴木和郎氏は、当行との間で当該責任限定契約を締結しており、その内容の概要は、「社外監査役として、会社法第423条第1項に規定する責任を負うこととなった場合において、その職務を行なうに当たり、善意でかつ重大な過失がないときは、1,000万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額を限度として損害賠償責任を負う」であります。
- なお、本議案が承認可決され、鈴木和郎氏が選任された場合、上記責任限定契約を締結する予定であります。
4. 鈴木和郎氏は当行又は当行の子会社の業務執行者又は役員であったことはありません。
5. 鈴木和郎氏は当行の親会社等でなく、また過去5年間に当行の親会社等であったことはありません。
6. 鈴木和郎氏は、当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員でなく、また過去5年間に当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員であったことはありません。
7. 鈴木和郎氏は、当行又は当行の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 鈴木和郎氏は、当行の親会社等、当行又は当行の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、二親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
9. 鈴木和郎氏は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割若しくは事業の譲受けにより当行が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったことはありません。

以 上

(ご参考)

社外役員の独立性判断基準

当行では、社外役員の独立性について、株式会社東京証券取引所が定める独立性の要件を充足するとともに、現在または最近において、以下の各要件に該当しない場合、独立社外役員に該当するものいたします。

1. 当行を主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
2. 当行の主要な取引先とする者、またはその業務執行者。
3. 当行から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家または法律専門家。
4. 当行から一定額超の寄付、助成を受けている者、またはその業務執行者。
5. 当行の主要株主、またはその業務執行者。
6. 次に掲げる者（重要でない者は除く）の配偶者および二親等以内の親族。
 - (1) 上記1. から5. に該当する者。
 - (2) 当行およびその子会社の業務執行者。
7. その他、当行の一般株主との間で上記1. から6. までで考慮されている事由以外で恒常的に実質的な利益相反関係が生じるおそれがある者。

【各種定義】

- *「最近」とは、実質的に現在と同視できるような場合をいい、例えば、社外取締役または社外監査役として選任する株主総会の議案の内容が決定された時点において該当していた場合等を含む。
- *「当行を主要な取引先とする者」とは
 - ・通常取引：直近事業年度における年間連結総売上高に占める当行の割合が2%以上の取引先。
 - ・融資取引：当行が最上位の与信先であり、かつ、当行の融資方針の変更が重大な影響をあたえる取引先。
- *「当行の主要な取引先とする者」とは
 - ・融資取引：当行の総資産の1%以上の貸付を行っている主要な取引先。
 - ・預金取引：当行の総預金の1%以上の預金を受けている主要な取引先。
- *「多額」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円以上の金額。
- *「一定額超」とは、過去3年間の平均で年間1,000万円を超える金額。
- *「主要株主」とは、直近の事業年度末時点において、総議決権の10%以上の議決権を直接または間接的に保有する者、または企業等をいう。
- *「重要」とは、役員・部長クラスの者をいう。

第154期（2019年4月1日から 2020年3月31日まで）事業報告

1. 当行の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果等

(主要な事業内容)

当行は、福島県を主な営業基盤とする地域金融機関として、本店ほか支店・出張所において、預金業務、貸出業務、為替業務などの銀行業及びその他銀行業に付随する業務を行っております。また、それらに加え、有価証券投資業務、投資信託や保険商品の窓口販売業務等を行い、地域のお客様に金融商品・サービスを提供しております。

(金融経済環境)

当期におけるわが国経済は、雇用・所得環境が堅調に推移し、設備投資に増加傾向が見られましたが、自然災害の影響等により企業収益は弱含みし、全体として景気に足踏み感がありました。また、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により、生産・消費活動や企業業績等の先行きへの不安感が高まっております。

当行の主たる営業基盤である福島県の経済は、高水準な設備投資及び雇用環境の改善の動きが見られたものの、自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響により、生産活動や個人消費に弱い動きが見られ、景気は足踏みの状態になっております。

(事業の経過及び成果)

こうした金融経済環境のなか、当行は2020年度を最終年度とする中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」(2018年4月～2021年3月)に基づき、様々な取組みを行いました。

○SDGsの取り組み

当行は、障がい者の支援・ボランティアに力を入れております。その一環として、障がい者スポーツを応援するため新商品『障がい者スポーツ応援寄付型定期預金「エール」』の取り扱いを2019年9月2日より開始しました。

2020年3月31日現在における預金残高の0.002%相当額(上限30万円)を(公財)福島県障がい者スポーツ協会へ寄付を行います。2020年3月31日現在の預金残高は108億円となりました。

また、「防災・減災のための寄付型私募債」の取り扱いを2019年11月5日から開始しました。私募債発行手数料の一部を寄付金(または防災グッズ等)として県・市町村等自治体、消防本部等の団体に寄付し、防災・減災の活動に役立ててもらうことで、起債するお客さまが、地域の安全や「レジリエントな社会」づくりに参画できる仕組みとなっています。起債するお客さまは、防災・減災に向けた活動に賛同いただき、寄付はお客さまと当行との連名で行います。

○ATM利用時の顧客利便性向上

当行は、キャッシュレス化などが進展する中、当行はこれまで地方銀行3行とATMの相互開放を実施するなど、お客さまの利便性向上に努めてまいりました。さらに向上する観点から、東邦銀行とATMを相互開放し、両行が運営するATMネットワークにより、平日日中にお客さまがご利用される際の出金手数料を無料化し、また上記以外の時間帯も一律110円引き下げすることいたしました。

○SBIホールディングス株式会社との資本業務提携(2019年11月11日)を行いました。2019年度の取り組み状況は、次のとおりです。

- ・「福島銀行バンキングアプリ」提供開始(2019年12月)
- ・「福島銀行SBIマネープラザ郡山」開設(2020年1月)
- ・クラウド型ワークフローシステム「承認Time」「経費Bank II」提供開始

(2020年1月)

- ・SBIレミットとの海外送金サービスの提供開始 (2020年3月)
- ・SBI証券との「リアルタイム入金サービス」提供開始 (2020年3月)
- ・アスタミューゼ及びSBIネオファイナンシャルサービスーズとの「理系人材」採用支援サービス提供開始 (2020年3月)

特に、「福島銀行SBIマネープラザ郡山」は、インターネット証券最大手であるSBI証券の金融商品やサービスとより質の高いアドバイスを提供します。主な取扱商品は、国内株式、外国株式、仕組債、外国債券等です。

○社会貢献活動の取り組み

行員ボランティア活動を通じて地域に貢献しました。2019年度は延べ993名の参加がありました。また、2019年年末に開催した第8回障がい者施設製品大展示即売会は、来場者数が4,500名、売上金約500万円と過去最高を記録しました。

このような取り組みの結果、当期の業績は次のとおりとなりました。

当期末の預金（譲渡性預金を含む）は、前期末比10,371百万円減少し、718,167百万円となりました。これは主に、金融機関預金の減少によるものです。

貸出金は、前期末比26,501百万円増加し、532,479百万円となりました。これは主に、法人向け貸出及び個人向け貸出が増加したことによるものです。

有価証券は、前期末比17,074百万円減少し、120,136百万円となりました。これは主に、国債及び地方債が減少したことによるものです。

損益面につきましては、経常収益は、前期比490百万円増加し、11,373百万円となりました。これは、資金運用収益、役務取引等収益及びその他業務収益が増加したことによるものです。

経常費用は、前期比380百万円増加し、10,968百万円となりました。これは主に、その他業務費用が増加したことによるものです。

以上により、経常利益は、前期比109百万円増加し404百万円となりました。また、当期純利益は、前期比20百万円増加し350百万円となりました。

(対処すべき課題)

少子高齢化や人口減少に加え、金融緩和政策による金利低下の長期化、デジタル技術革新を背景にした異業種からの銀行業参入など、金融機関を取り巻く環境は、一層厳しい状況が続くものと予想されます。

こうした中、当行は、新中期経営計画「新生ふくぎん3Cプロジェクト」の主要施策である、「お取引先企業の課題解決のための適切な商品・サービスの提供」、「個人のお客様の夢の実現のための適切な商品・サービスの提供」、「経営基盤の再構築と経営の効率化」、「顧客・地域の要請に応えられる能力を持った行員の育成」、「地域の活性化を目指した地域貢献」に積極的に取り組んでいくことで、お客様との絆を大切に、お客様同士の絆を創造し、次の世代に繋いでまいりたいと考えております。

株主の皆様におかれましては一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(2) 財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
預 金	6,696	7,016	7,285	7,181
定期性預金	3,412	3,621	3,329	3,273
その他	3,283	3,394	3,955	3,907
貸 出 金	5,050	5,051	5,059	5,324
個人向け	1,747	1,799	1,834	1,959
中小企業向け	1,734	1,787	1,766	2,011
その他	1,568	1,464	1,459	1,354
商品有価証券	1	1	1	1
有 価 証 券	1,558	1,454	1,372	1,201
国 債	622	442	343	124
その他	936	1,012	1,028	1,076
総 資 産	7,612	7,439	7,648	7,523
内 国 為 替 取 扱 高	19,213	19,014	18,201	19,105
外 国 為 替 取 扱 高	百万ドル 25	百万ドル 24	百万ドル 26	百万ドル 31
経 常 利 益 又は 経常損失 (△)	百万円 1,467	百万円 △1,602	百万円 294	百万円 404
当 期 純 利 益 又は 当期純損失 (△)	百万円 1,081	百万円 △3,326	百万円 330	百万円 350
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	47円05銭	△144円75銭	14円38銭	14円72銭

- (注) 1. 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、当期純利益又は当期純損失 (△) を期中の平均発行済株式数 (自己株式を控除した株式数) で除して算出しております。
3. 2017年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行っております。2016年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定して1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) を算出しております。

(参考)

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：億円)

	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度
経常収益	144	136	128	134
経常利益 又は経常損失(△)	16	△13	5	4
親会社株主に帰属する 当期純利益 又は親会社株主に帰属する 当期純損失(△)	12	△31	5	4
包括利益	△8	△17	△13	△21
純資産額	317	296	282	271
総資産	7,641	7,467	7,683	7,556

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

(3) 使用人の状況

	当年度末	前年度末
使用人数	510人	512人
平均年齢	41年9月	41年6月
平均勤続年数	17年4月	17年4月
平均給与月額	344千円	343千円

- (注) 1. 使用人数には、出向者を含み臨時雇員及び嘱託は含んでおりません。
 2. 平均年齢、平均勤続年数及び平均給与月額は、それぞれ単位未満を切り捨てて表示しております。
 3. 平均給与月額は、3月中の税込み平均給与月額であります。

(4) 営業所等の状況

イ. 営業所数の推移

			当 年 度 末		前 年 度 末	
福	島	県	50店	うち出張所 (5)	50店	うち出張所 (5)
宮	城	県	1	(0)	1	(0)
栃	木	県	1	(0)	1	(0)
茨	城	県	1	(0)	1	(0)
埼	玉	県	1	(0)	1	(0)
合	計		54	(5)	54	(5)

(注) 上記のほか、当年度末において、S P福島、S P郡山、ローンプラザいわき、東京事務所（東京都中央区）及び店舗外現金自動設備70カ所（前年度末84カ所）を設置しております。

ロ. 当年度新設営業所
該当ありません。

ハ. 当年度廃止営業所
該当ありません。

(注) 当年度において、店舗外現金自動設備を3カ所設置いたしました。

三春病院出張所 (田村郡三春町)

八島田出張所 (福島市八島田)

菜根出張所 (郡山市菜根)

当年度において、店舗外現金自動設備を17カ所廃止いたしました。

いちい南福島店出張所 (福島市黒岩)

保原駅前出張所 (伊達市保原町)

ヨークベニマル伊達店出張所 (伊達市前川原)

マルトショッピングセンター草野店出張所 (いわき市平下神谷)

ヨークベニマル好間店出張所 (いわき市好間町)

福島大学出張所 (福島市松川町)

太田総合病院西ノ内出張所 (郡山市西ノ内)

福島市役所出張所 (福島市五老内町)

郡山市役所分庁舎出張所 (郡山市桑野)

ヨークベニマル新本宮舘町店出張所	(本宮市本宮)
泉出張所	(福島市泉)
福島駅東口出張所	(福島市栄町)
福島駅西口出張所	(福島市栄町)
リオンドール矢吹店出張所	(西白河郡矢吹町)
福島県庁西庁舎出張所	(福島市杉妻町)
福島医大付属病院出張所	(福島市光が丘)
須賀川市役所出張所	(須賀川市八幡町)

二. 銀行代理業者の一覧

該当ありません。

ホ. 銀行が営む銀行代理業等の状況

該当ありません。

(5) 設備投資の状況

イ. 設備投資の総額

(単位：百万円)

設備投資の総額	325
---------	-----

- ロ. 重要な設備の新設等
該当ありません。

(6) 重要な親会社及び子会社等の状況

イ. 親会社の状況

該当ありません。

ロ. 子会社等の状況

会社名	所在地	主要業務内容	設立年月日	資本金	当行が有する 子会社等の 議決権比率	その他
株式会社 ふくりん	福島県福島市 万世町2番5号	リース業務	1982年 7月1日	10百万円	100.00%	—
株式会社 福島カード サービス	福島県福島市 万世町2番5号	クレジット カード業務 及び信用 保証業務	1989年 5月12日	195百万円	83.67%	—
株式会社 東北 バンキング システムズ	山形県山形市松波 四丁目1番15号	コンピューター 関連業務	1995年 12月12日	25百万円	65.83%	—
福活ファンド 投資事業 有限責任組合	福島県福島市 万世町2番5号	投資業務	2015年 8月5日	508百万円	—%	—

- (注) 1. 資本金は単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 議決権比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
3. 上記の子会社等4社を連結対象子会社としており、当期の連結経常利益は494百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は409百万円となりました。

(重要な業務提携の概況)

1. 第二地銀協地銀38行の提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称SCS）を行っております。
2. 第二地銀協地銀38行、都市銀行5行、信託銀行3行、地方銀行64行、信用金庫256金庫（信金中央金庫を含む）、信用組合141組合（全信組連を含む）、系統農協・信漁連668（農林中金、信連を含む）、労働金庫14金庫（労金連を含む）との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービス（略称MICS）を行っております。
3. 第二地銀協地銀38行の提携により、ISDN回線交換網を利用したデータ伝送の方法による取引先企業との間の総合振込等のデータの授受のサービス及び入出金取引明細等のマルチバンクレポートサービス（略称SDS）を行っております。
4. 株式会社ゆうちょ銀行との提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備の相互利用による現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
5. 株式会社セブン銀行、株式会社ローソン銀行及び株式会社イーネットとの提携により、共同利用型クレジット・オンライン・システム（略称CAFS）経由方式で現金自動設備を利用した現金自動引出し・入金のサービスを行っております。
6. 株式会社イオン銀行との提携により、現金自動設備の相互利用による現金自動引出しのサービスを行っております。

(7) 事業譲渡等の状況

該当ありません。

(8) その他銀行の現況に関する重要な事項

該当ありません。

2. 会社役員（取締役及び監査役）に関する事項

(1) 会社役員の状況

(年度末現在)

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
加藤 容啓	取締役社長 (代表取締役)	—	—
佐藤 明則	常務取締役 (代表取締役) 企画本部長	—	—
箭内 貴志	取締役 事務本部長	—	—
佐藤 俊彦	取締役 本店営業部長	—	—
纈 纈 晃	取締役 (社外取締役)	—	—
二瓶 由美子	取締役 (社外取締役)	—	—
吉田 直人	常勤監査役	—	—
稲村 修	常勤監査役	—	—
新開 文雄	監査役 (社外監査役)	弁護士法人新開 法律事務所代表 社員弁護士	—
清水 修二	監査役 (社外監査役)	—	財務及び会計に 関する相当程度 の知見を有する ものであります。
(当年度中に退任した役員)			
川手 晃	取締役 (社外取締役) (2019年6月25日 退任)		

(注) 当行は、社外取締役及び社外監査役の全員を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届けております。

(参考) 当行は、執行役員制度を導入しております。各執行役員の氏名、地位及び担当、重要な兼職等は次のとおりであります。

氏名	地位及び担当	重要な兼職	その他
宮下 恵洋	常務執行役員 営業本部長	—	—
横山 利幸	執行役員 郡山営業部長	—	—
渡辺 敦雄	執行役員 業務本部長	—	—
鈴木 岳伯	執行役員 営業本部副本部長	—	—

(2) 会社役員に対する報酬等

支給額の年間実績 (2019年4月から2020年3月まで)

区分	支給人数	報酬等の支給額
取締役 (うち社外取締役)	7名 (3名)	年76百万円 (年12百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 (2名)	年26百万円 (年4百万円)
合計	11名	年102百万円

- (注) 1. 上記支給人数と報酬等の支給額には、2019年6月25日開催の第153回定時株主総会の日をもって退任した社外取締役1名が含まれております。
2. 株主総会で定められた報酬限度額 (第125回定時株主総会決議)
取締役 月額 2,250万円以内
監査役 月額 700万円以内

(3) 責任限定契約

当行定款において、社外取締役及び各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項に定める要件に該当する賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく賠償責任の限度額は、社外取締役については金1,500万円又は会社法第425条第1項に規定する最低責任限度額のいずれか高い額とし、社外監査役については金1,000万円又は会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。

3. 社外役員に関する事項

(1) 社外役員の兼職その他の状況

氏名	兼職その他の状況
監査役 新開 文雄	弁護士法人新開法律事務所代表社員弁護士

(注) 弁護士法人新開法律事務所と当行の間に利害関係はありません。

(2) 社外役員の主な活動状況

氏名	在任期間	取締役会・監査役会への出席状況	取締役会・監査役会における発言その他の活動状況
取締役 瀬藤 晃	6年9ヵ月	当期中に開催した取締役会22回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に事業会社の元経営者としての豊富な経験と幅広い見地からの発言を行っております。
取締役 二瓶由美子	3年9ヵ月	当期中に開催した取締役会22回中全てに出席しております。	取締役会に出席し、主に法律学や女性学等の専門知識に加え、数多くの公職を歴任した幅広く高度な見地からの発言を行っております。
監査役 新開 文雄	8年9ヵ月	当期中に開催した取締役会22回中全てに出席、また、当期中に開催した監査役会20回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に弁護士としての専門的な見地からの発言を行っております。
監査役 清水 修二	3年9ヵ月	当期中に開催した取締役会22回中21回に出席、また、当期中に開催した監査役会20回中全てに出席しております。	取締役会並びに監査役会に出席し、主に地方財政や地域論等の幅広い専門知識に加え、組織運営への優れた見地からの発言を行っております。

(3) 社外役員に対する報酬等

(単位：百万円)

	支給人数	銀行からの報酬等	銀行の子会社からの報酬等
報酬等の合計	5名	17	—

(注) 支給人数5名の内訳は、社外取締役3名及び社外監査役2名であります。

(4) 社外役員の意見

該当ありません。

4. 当行の株式に関する事項

(1) 株式数

発行可能株式総数	
普通株式	90,000千株
A種優先株式	90,000千株
発行済株式の総数	
普通株式	28,000千株（自己株式23,516株を含む。）

(2) 当年度末株主数

普通株式	14,250名
------	---------

(3) 大株主

株主の氏名又は名称	当行への出資状況	
	持株数等	持株比率
S B I ホールディングス株式会社	5,000千株	17.87%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	994	3.55
株式会社 S B I 証券	947	3.38
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口4）	704	2.51
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	689	2.46
福島銀行従業員持株会	537	1.92
株式会社 ア ラ ジ ン	393	1.40
資産管理サービス信託銀行株式会社（証券投資信託口）	390	1.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	375	1.34
双葉不動産建設株式会社	273	0.97

- (注) 1. 持株数等は、千株未満を切り捨てて表示しております。
 2. 持株比率は、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
 3. 持株比率は、発行済株式の総数から自己株式数を控除して算出しております。

5. 当行の新株予約権等に関する事項

- (1) 事業年度の末日において当行の会社役員が有している当行の新株予約権等
該当ありません。
- (2) 事業年度中に使用人等に交付した当行の新株予約権等
該当ありません。

6. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の状況

(単位：百万円)

氏名又は名称	当該事業年度に係る報酬等	その他
有限責任監査法人トーマツ 指定有限責任社員 墨岡 俊治 指定有限責任社員 石坂 武嗣	57	—

- (注) 1. 監査契約上、会社法監査に係る報酬の額と金融商品取引法監査に係る報酬の額とを区分しておらず、実質的にも区分することが困難であるため、上記報酬の額には合算金額を記載しております。
2. 当行、子会社及び子法人等が支払うべき会計監査人に対する報酬等の合計額は58百万円であります。
3. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務執行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。

(2) 責任限定契約

該当ありません。

(3) 会計監査人に関するその他の事項

会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合に、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合に、監査役全員の同意に基づき監査役会が会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

7. 財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

該当ありません。

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況は、インターネット上の当行ウェブサイト (<https://www.fukushimabank.co.jp/>) に掲載しております。

9. 特定完全子会社に関する事項

該当ありません。

10. 親会社等との間の取引に関する事項

該当ありません。

11. 会計参与に関する事項

該当ありません。

12. その他

該当ありません。

第154期 (2019年4月1日から) 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	金 額
経常収入	7,477	11,373
常金	6,085	
出証	1,343	
他取	47	
の務入	0	
のの	2,653	
のの	462	
のの	2,191	
のの	853	
のの	10	
のの	843	
のの	388	
のの	143	
のの	75	
のの	15	
のの	153	
経常費用	183	10,968
常金	183	
一務	0	
のの	1,137	
のの	115	
のの	1,022	
のの	1,419	
のの	0	
のの	0	
のの	1,319	
のの	99	
のの	7,737	
のの	491	
のの	71	
のの	0	
のの	222	
のの	48	
のの	148	
経常利益	7,294	404
特別利益	51	51
特別損失	18	85
税引前当期純利益	67	370
法人税	22	
住民税	△ 3	
当期純利益		19
		350

第154期 (2019年4月1日から) 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	18,127	—	1,228	1,228	414	3,500	3,922	7,836
当期変動額								
新株の発行	555	555		555				
剰余金の配当							△45	△45
利益準備金の積立					10		△10	—
当期純利益							350	350
自己株式の取得								
土地再評価差額金の取崩							△15	△15
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)								
当期変動額合計	555	555	—	555	10	—	279	289
当期末残高	18,682	555	1,228	1,783	424	3,500	4,202	8,126

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	△19	27,174	△1,522	705	△817	26,356
当期変動額						
新株の発行		1,110				1,110
剰余金の配当		△45				△45
利益準備金の積立		—				—
当期純利益		350				350
自己株式の取得	△0	△0				△0
土地再評価差額金の取崩		△15		15	15	—
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△2,509	—	△2,509	△2,509
当期変動額合計	△0	1,399	△2,509	15	△2,494	△1,094
当期末残高	△19	28,573	△4,031	720	△3,311	25,262

第154期末 (2020年3月31日現在) 連結貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	76,484	預 金	717,650
商品有価証券	122	借 用 金	6,870
銭の信託	1,012	外 国 為 替	9
有 価 証 券	119,460	そ の 他 負 債	2,462
貸 出 金	529,903	賞 与 引 当 金	165
外 国 為 替	263	退 職 給 付 に 係 る 負 債	206
リース債権及びリース投資資産	4,885	睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	180
そ の 他 資 産	17,375	利 息 返 還 損 失 引 当 金	1
有 形 固 定 資 産	9,738	繰 延 税 金 負 債	7
建 物	3,788	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	642
土 地	5,562	支 払 承 諾	258
その他の有形固定資産	388	負 債 の 部 合 計	728,454
無 形 固 定 資 産	267	(純資産の部)	
ソ フ ト ウ ェ ア	131	資 本 金	18,682
その他の無形固定資産	136	資 本 剰 余 金	1,808
繰 延 税 金 資 産	12	利 益 剰 余 金	9,962
支 払 承 諾 見 返	258	自 己 株 式	△ 19
貸 倒 引 当 金	△ 4,179	株 主 資 本 合 計	30,434
資 産 の 部 合 計	755,605	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	△ 4,031
		土 地 再 評 価 差 額 金	720
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	△ 142
		そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	△ 3,454
		非 支 配 株 主 持 分	171
		純 資 産 の 部 合 計	27,151
		負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	755,605

第154期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額
経常利益	13,475
経常利益	7,484
貸倒引当金	6,091
貸倒引当金の取崩し	1,344
貸倒引当金の取崩し	47
貸倒引当金の取崩し	0
貸倒引当金の取崩し	2,615
貸倒引当金の取崩し	853
貸倒引当金の取崩し	2,521
貸倒引当金の取崩し	143
貸倒引当金の取崩し	2,377
経常利益	12,980
経常利益	193
経常利益	183
経常利益	5
経常利益	4
経常利益	1,123
経常利益	1,385
経常利益	7,871
経常利益	2,407
経常利益	53
経常利益	2,353
経常利益	494
経常利益	51
経常利益	91
経常利益	67
経常利益	453
経常利益	45
経常利益	△ 5
経常利益	40
経常利益	413
経常利益	4
経常利益	409

第154期 (2019年4月1日から2020年3月31日まで) 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	18,127	1,253	9,614	△19	28,975
当期変動額					
新株の発行	555	555			1,110
剰余金の配当			△45		△45
親会社株主に帰属する 当期純利益			409		409
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△15		△15
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	555	555	348	△0	1,458
当期末残高	18,682	1,808	9,962	△19	30,434

	その他の包括利益累計額				非支配 株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当期首残高	△1,522	705	△101	△918	168	28,224
当期変動額						
新株の発行						1,110
剰余金の配当					△0	△46
親会社株主に帰属する 当期純利益						409
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩		15		15		—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	△2,509	—	△41	△2,550	4	△2,546
当期変動額合計	△2,509	15	△41	△2,535	3	△1,073
当期末残高	△4,031	720	△142	△3,454	171	27,151

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 墨 岡 俊 治^①

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 石 坂 武 嗣^①

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社福島銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの第154期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

独立監査人の監査報告書

2020年5月11日

株式会社 福島銀行
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

仙台事務所

指定有限責任社員 公認会計士 墨 岡 俊 治^①
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 石 坂 武 嗣^①
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社福島銀行の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社福島銀行及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第154期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な営業店において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
 会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月13日

株式会社福島銀行 監査役会

常勤監査役	吉 田 直 人 ㊟
常勤監査役	稲 村 修 ㊟
監 査 役	新 開 文 雄 ㊟
監 査 役	清 水 修 二 ㊟

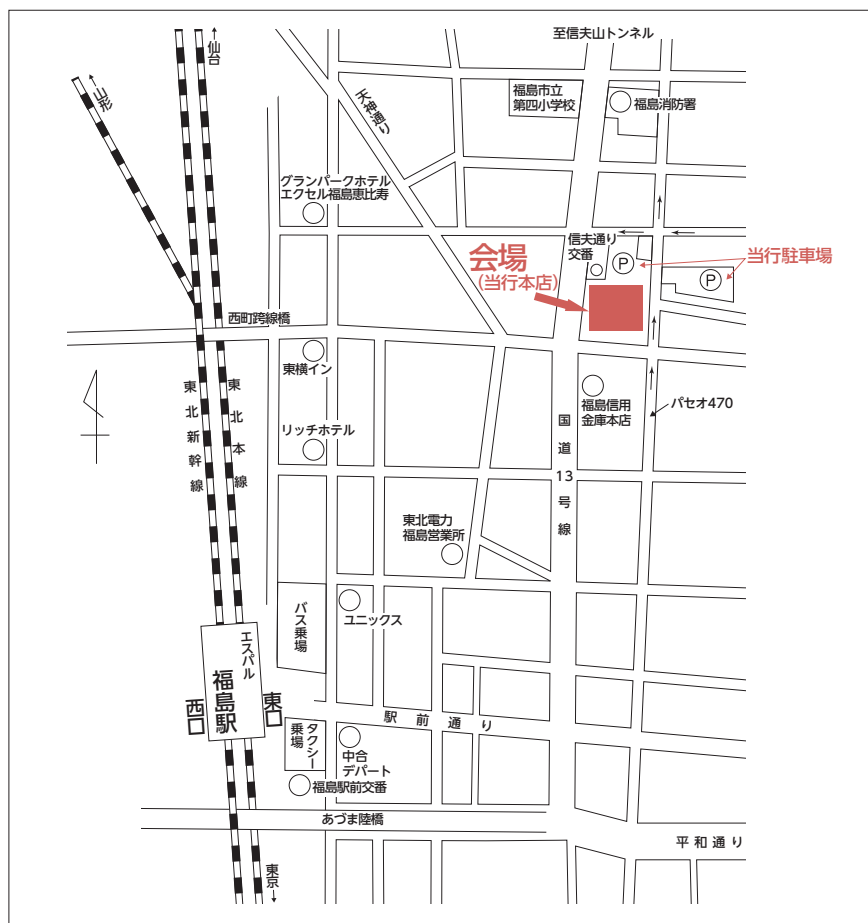
(注) 監査役新開文雄及び監査役清水修二は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

第154回定時株主総会会場ご案内図

福島県福島市万世町2番5号 当行本店 地下大ホール

電話(024)525-2525(代表)



(注) ←印は会場付近の一方通行路です。

第154回定時株主総会招集ご通知に際しての
インターネット開示事項

事業報告の「8. 業務の適正を確保する体制及び当該
体制の運用状況」

個別注記表

連結注記表

（2019年4月1日から
2020年3月31日まで）

株式会社 福島銀行

8. 業務の適正を確保する体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

株式会社福島銀行の取締役会は、会社法並びに会社法施行規則に基づき、「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他当行の業務並びに当行及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備」について、次のとおり定めております。

○「内部統制システムの基本方針」

1. 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、法令、定款等を遵守した行動をとるための行動規範を定め、公表する。
- (2) 取締役の職務執行の牽制機能として2名以上の社外監査役を置く。
- (3) 法令及び定款の遵守を確保するため、コンプライアンス総括部署を設置する。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理を行うため、取締役会において文書管理規程を制定し、関連資料とともに保存することを定める。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) リスク管理に関する基本方針は取締役会で決定する。
- (2) リスク管理を行う組織として、リスク管理総括部署を設置する。
- (3) リスク管理の実態を把握するため、独立性を確保した内部監査担当部署を設置する。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1) 取締役会は業務執行の基本方針の決定と業務の監督に専念し、個別業務の決定は各種委員会及び各業務の担当本部長の判断に極力委ねる。
- (2) 取締役は職務の執行権限を可能な限り各部署及び各営業店の責任者に委譲し、取締役本来の職務に専念出来るよう努める。

5. 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 取締役会は、行動規範に反社会的勢力との関係を遮断し不当要求等に毅然として対応することを定める。また、対応する総括部署を明確にする。
- (2) コンプライアンス総括部署は、毎年コンプライアンス・プログラムを策定し、その徹底を期するため本部各部署及び各営業店にコンプライアンス・オフィサーを置く。
- (3) コンプライアンスに関する報告や相談を行える内部通報の仕組みを設ける。

6. 当行および当行子会社から成る企業集団（以下「当行グループ」という）における業務の適正を確保するための体制

- (1) グループ会社管理規程にてグループ会社が当行の事前了解を得る事項および報告する事項を定め、当行はグループ会社を独立した会社として自主性を保つように配慮しながら、適切な指導・管理を行う。
- (2) 当行および当行子会社の取締役が出席するグループ会議を半期毎に開催し、当行子会社の業務執行状況の報告を義務づける。
- (3) 当行グループの企業活動に関連する様々なリスクに対処するため、当行取締役は各担当部署と緊密な連携を図りつつ、リスクの特定・分析・評価を実施の上、社内規程等に基づき、リスク管理を行う。
- (4) 子会社においても、業務の決定および執行について相互監視が適正に行えるよう、取締役会と監査役を設置する。
- (5) 子会社には当行から取締役又は監査役を派遣する。
- (6) 子会社にコンプライアンス担当者を配置する。
- (7) 子会社は、当行の内部監査の対象とする。

(8) 当行グループ役職員が当行コンプライアンス統括部署または外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを整備する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役は、内部監査担当部署の使用人に監査業務の補助を行うよう依頼することができる。この場合、内部監査担当取締役は原則としてこれに応じるものとする。

8. 監査役職務を補助すべき使用人の取締役からの独立性および当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1) 監査役職務を補助すべき使用人は、監査役指揮命令下で業務を行い監査役以外からの指揮命令を受けない。

(2) 上記の補助すべき使用人の異動、人事評価および懲戒等については、監査役の意見を尊重する。

9. 取締役および使用人が監査役に報告するための体制

当行の取締役および使用人は、職務の執行状況等について、監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行う。

10. 子会社の取締役、監査役および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当行の監査役に報告するための体制

(1) 子会社の取締役、監査役および使用人は、職務の執行状況等について、当行監査役から報告を求められた場合、速やかに報告を行う。

(2) コンプライアンス・ホットラインにより当行の取締役または使用人が子会社の取締役、監査役および使用人から法令等の違反行為の報告を受けたときは、当行のコンプライアンス担当部署は、報告内容に応じた事実関係の確認を行い、その調査結果を速やかに当行監査役に報告する。

11. 報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

社内通報規程において、報告をした者が当該報告を理由として、不利な取扱いを受けないことを定める。

12. 監査役職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当行は、監査役がその職務の執行について生じる費用の前払または支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用が監査役職務の執行について生じたものでないと認められる場合を除き、これに応じる。

13. その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 監査役会は、必要に応じ代表取締役社長、監査法人とそれぞれ当行が対処すべき課題、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換を行うことができる。

(2) 株主総会に付議する監査役選任議案の決定にあたっては、監査役会とあらかじめ協議する。

(3) 監査役は取締役会、危機管理委員会その他重要な会議に出席し、意見を述べるることができる。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当事業年度における業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

①コンプライアンスに対する取組みの状況

- 当行は、福島銀行の役職員（役員、社員、準社員）が常日頃心掛けるべき最低限の行動規範として「福島銀行役職員の行動規範」を定め、月2回開催するコンプライアンス勉強会のうち1回は「福島銀行役職員の行動規範」を全員で読み合わせることに定め、認識強化に努めております。

また、「法令等遵守規程」に基づき、年度コンプライアンス計画の実践状況、重要なコンプライアンス違反の発生事実および講じた措置、その他の重要事項について、取締役会への報告を適宜実施しております。

- 内部通報体制については、社内通報規程を定め、社内通報窓口をコンプライアンス担当部署に、社外通報窓口を顧問弁護士事務所に設置しております。通報事項はコンプライアンス担当役員を經由し社長まで報告する体制になっております。

通報者のプライバシーには十分配慮した対応を行い、通報を行なったことを原因とした人事上のほか、いかなる報復、不利益行為も起こさせない仕組みとしております。

②リスク管理体制

- 当行が定めるリスク管理規程に基づき、統合リスク量を四半期毎に取締役会に報告しております。
- 監査部は、内部監査計画に基づき、当行本支店、本部各部門および関連会社の監査を実施し、監査結果については取締役会へ報告を行っております。

③監査役の監査体制

- 監査役は、監査役会において定めた監査計画に基づき監査を行うとともに、当行代表取締役社長および他の取締役、監査部、会計監査人との間で意見交換を実施し、情報交換等の連携を図っております。
- 監査役は、当行および子会社の役職員から監査に必要な情報について随時報告を受けるとともに、重要な会議に出席し必要な場合は意見を述べております。

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として決算日の市場価格等（株式については決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

(2) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

5. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。

6. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間に

おける平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,748百万円であります。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当行の貸出金等への影響調査を実施した結果、一部の債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正して貸倒引当金を計上しております。当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

（2）賞与引当金

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

（3）退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用　　：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の日から翌事業年度から損益処理

（4）睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当事業年度の費用に計上しております。

注記事項

（貸借対照表関係）

1. 関係会社の株式及び出資金総額 1,037百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は712百万円、延滞債権額は9,014百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は11百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は239百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は9,978百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、846百万円であります。

7. 対応する債務が貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券15,493百万円、定期預け金212百万円及びその他資産13,000百万円を差し入れております。

また、その他の資産には、保証金敷金203百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、43,219百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが36,515百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき

顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当事業年度末における時価の合計額と当該事業用土

- | | |
|--|-----------|
| 地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 | 3,140百万円 |
| 10. 有形固定資産の減価償却累計額 | 15,872百万円 |
| 11. 有形固定資産の圧縮記帳額 | 2,872百万円 |
| 12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は25,564百万円であります。 | |
| 13. 関係会社に対する金銭債権総額 | 2,764百万円 |
| 14. 関係会社に対する金銭債務総額 | 516百万円 |
| 15. 銀行法第18条の定めにより剰余金の配当に制限を受けております。 | |

剰余金の配当をする場合には、会社法第445条第4項（資本金の額及び準備金の額）の規定にかかわらず、当該剰余金の配当により減少する剰余金の額に5分の1を乗じて得た額を資本準備金又は利益準備金として計上しております。

当事業年度における当該剰余金の配当に係る利益準備金の計上額は、10百万円であります。

(損益計算書関係)

1. 関係会社との取引による収益
- | | |
|----------------------|-------|
| 資金運用取引に係る収益総額 | 16百万円 |
| 役務取引等に係る収益総額 | 44百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る収益総額 | 14百万円 |
- 関係会社との取引による費用
- | | |
|----------------------|--------|
| 資金調達取引に係る費用総額 | 0百万円 |
| 役務取引等に係る費用総額 | 21百万円 |
| その他業務・その他経常取引に係る費用総額 | 248百万円 |
| その他の取引高の総額 | |
| 代位弁済額 | 0百万円 |

2. 減損損失は、67百万円であります。

減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ4カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失 (百万円)
福島県内	事業用資産4カ所	土地・建物	67

なお、当事業年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

3. 関連当事者との間の取引

(1) 子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
子会社	株式会社 福島カード サービス	福島県 福島市	195	信用保証業 クレジットカード業	83.6 〔14.2〕 (注)1	2人	当行各種 ローンの 保証	保証	4,225	—	—
								保証料 (注)2	1	未払費用	0
								保証履行 に伴う 代位弁済	1	—	—

- (注) 1 「議決権等の所有割合」欄の〔 〕内は、「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の議決権を行使することに同意している者」による所有割合であります。
- 2 株式会社福島カードサービスより当行の各種ローンに対して保証を受けております。保証料は、各種ローン債務者から直接保証会社に支払うほか、一部のローンについては当行より支払っており、当事業年度における債務者の支払額は4百万円、当行の支払額は1百万円となっております。
- なお、取引条件は、商品ごとに保証対象の各種ローンの信用リスク等を勘案し、決定しております。

(2) 役員及び個人主要株主等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (百万円)	事業の内容 又は職業	議決権等の 所有割合 (%)	関係内容		取引の 内 容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
						役員 の 兼任等	事業上 の 関係				
役員 の 近親者	阿部三郎 (注)1	—	—	会社役員	0.01	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	8	貸 出 金	59
								利息の 受 取	0	未収収益	—
役員 の 近親者	阿部典生 (注)1	—	—	会社役員	—	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	7	貸 出 金	163
								利息の 受 取	2	未収収益	—
役員 の 近親者	清水竹史 (注)2	—	—	医師	—	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	50	貸 出 金	47
								利息の 受 取	0	未収収益	—
役員 の 近親者 が議決 権の過 半数を 所有し ている 会社等	野田鉄工 有限会社 (注)3	福島県 福島市	6	鉄鋼業	—	—	資金の 貸 付	融資取引 (注)4	12	貸 出 金	20
								利息の 受 取	0	未収収益	—

- (注) 1 当行の常務取締役佐藤明則の近親者であります。
- 2 当行の社外監査役清水修二の近親者であります。
- 3 当行の常務取締役佐藤明則の近親者が議決権の過半数を所有する会社であります。
- 4 取引条件及び取引条件の決定方針等
融資取引については、一般取引条件と同様に決定しております。
- 5 記載金額のうち、取引金額は純額であります。

(株主資本等変動計算書関係)

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度 期首株式数 (千株)	当事業年度 増加株式数 (千株)	当事業年度 減少株式数 (千株)	当事業年度末 株式数 (千株)	摘要
自己株式					
普通株式	23	0	—	23	(注)

(注) 普通株式の自己株式の増加は、次のとおりであります。
単元未満株式の買取請求による増加 0千株

(有価証券関係)

貸借対照表の「国債」「地方債」「社債」「株式」「その他の証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	8,200	8,245	45
	その他	499	534	34
	外国証券	499	534	34
	その他	—	—	—
	小 計	8,700	8,779	79
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	21,728	21,475	△252
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
	小 計	21,728	21,475	△252
合 計		30,428	30,255	△173

3. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年3月31日現在)

時価のある子会社・子法人等株式及び関連法人等株式はありません。

なお、時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式は、次のとおりであります。

	貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	747
関連法人等株式	—
合 計	747

4. その他有価証券（2020年3月31日現在）

	種 類	貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差 額 (百万円)
貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	424	396	28
	債券	11,813	11,725	87
	国債	8,978	8,903	75
	地方債	—	—	—
	社債	2,834	2,822	12
	その他	19,851	19,220	630
	外国証券	902	900	2
	投資信託	18,948	18,320	628
	小 計	32,089	31,342	746
貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	1,770	2,846	△1,076
	債券	4,442	4,515	△72
	国債	3,493	3,559	△65
	地方債	—	—	—
	社債	948	955	△7
	その他	49,072	52,702	△3,629
	外国証券	2,257	2,297	△39
	投資信託	46,815	50,405	△3,589
	小 計	55,285	60,063	△4,778
合 計	87,374	91,406	△4,031	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	貸借対照表計上額 (百万円)
株式	365
その他	1,220
合 計	1,585

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

5. 当事業年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	10,094	10,622	527
合 計	10,094	10,622	527

(売却の理由) SBIホールディングス株式会社との資本業務提携による資産運用ビジネスの協働を今後展開していくに当たり、有価証券運用方針の変更を行ったため。

6. 当事業年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	665	65	218
債券	16,137	315	0
国債	14,171	305	—
地方債	1,966	9	0
社債	—	—	—
その他	20,459	363	1,323
投資信託	20,459	363	1,323
合 計	37,262	744	1,542

7. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当事業年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当事業年度における減損処理額は株式46百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、原則として事業年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

	貸借対照表計上額 (百万円)	当事業年度の損益に含まれた 評価差額 (百万円)
運用目的の金銭の信託	1,012	—

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
税務上の繰越欠損金(注)	1,288百万円
貸倒引当金	5,809百万円
退職給付引当金	453百万円
減価償却費	128百万円
有価証券評価損	1,465百万円
その他	468百万円
繰延税金資産小計	9,615百万円
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額(注)	△1,288百万円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△8,326百万円
評価性引当額小計	△9,615百万円
繰延税金資産合計	—百万円
繰延税金負債	
投資事業組合の未実現利益	6百万円
その他	0百万円
繰延税金負債合計	7百万円
繰延税金負債の純額	7百万円

(注) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額
当事業年度(2020年3月31日)

	1年以内 (百万円)	1年超 2年以内 (百万円)	2年超 3年以内 (百万円)	3年超 4年以内 (百万円)	4年超 5年以内 (百万円)	5年超 (百万円)	合計 (百万円)
税務上の繰越 欠損金(※)	103	—	—	—	247	937	1,288
評価性引当額	△103	—	—	—	△247	△937	△1,288
繰延税金資産	—	—	—	—	—	—	—

(※) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額であります。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	902円97銭
1株当たりの当期純利益金額	14円72銭

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

連結計算書類の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等 4社
会社名
株式会社ふくぎんリース
株式会社福島カードサービス
株式会社東北バンキングシステムズ
福活ファンド投資事業有限責任組合
- ② 非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。

(2) 持分法の適用に関する事項

- ① 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ② 持分法適用の関連法人等
該当ありません。
- ③ 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等
該当ありません。
- ④ 持分法非適用の関連法人等 3社
主要な会社名

株式会社トラストワン

持分法非適用の関連法人等は、当期純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。なお、持分法非適用の関連法人等の3社は、福活ファンド投資事業有限責任組合の投資先であります。

(3) 連結される子会社及び子法人等の事業年度等に関する事項

- ① 連結される子会社及び子法人等の決算日は次のとおりであります。

12月末日	1社
3月末日	3社

- ② 12月末日を決算日とする連結される子会社及び子法人等については、連結決算日までの期間に生じた重要な取引について調整を行ったうえ連結しております。また、その他の連結される子会社及び子法人等については、それぞれの決算日の計算書類により連結しております。

会計方針に関する事項

(1) 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

(2) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として連結決算日の市場価格等（株式については連結決算期末月1カ月の市場価格の平均に基づいて算定された価額）に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

- ② 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定率法（ただし、1998年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～15年

- ② 無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、利用可能期間（主として5年）に基づいて償却しております。

- ③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」及び「無形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のは零としております。

(5) 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額に対して今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失額を求め、将来見込みに応じてより実態を反映する算定期間に基づいて算定するなどの修正を加えて算定しております。

破綻懸念先で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、貸出条件に問題のある債務者、履行状況に問題のある債務者、業況が低調ないし不安定な債務者又は財務内容に問題がある債務者など今後の管理に注意を要する債務者（以下、「要注意先」という。）のうち、当該債務者の債権の全部又は一部が要管理債権である債務者（以下、「要管理先」という。）に対する債権については今後3年間の予想損失額を、また、要管理先以外の要注意先及び業況が良好であり、かつ財務内容にも特段の問題がないと認められる債務者（以下、「正常先」という。）に対する債権については今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求めて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、本部の審査部署が当該査定結果を査閲するとともに、更にこれらの部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,748百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ計上しております。

（追加情報）

新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大に伴う経済への影響は今後1年程度続くものと想定し、特に当行グループの貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。こうした仮定のもと、当行グループの貸出金等への影響調査を実施した結果、一部の債務者の債務者区分を足許の業績悪化の状況を踏まえて修正して貸倒引当金を計上しております。当該仮定は不確実であり、新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の感染拡大の状況やその経済への影響が当初の想定より変化した場合には、損失額が増減する可能性があります。

(6) 賞与引当金の計上基準

賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。

(7) 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(8) 利息返還損失引当金の計上基準

利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還状況等を勘案し、当連結会計年度末において必要と認められる額を計上しております。

(9) 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定に当たり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（9年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌連結会計年度から損益処理

なお、連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る当期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(10) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産及び負債は、連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

(11) リース取引の処理方法

(貸主側)

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る収益計上基準については、リース料受取時に売上高と売上原価で計上する方法によっております。

(12) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税（以下、「消費税等」という。）の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当連結会計年度の費用に計上しております。

注記事項

(連結貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式及び出資金（連結子会社及び連結子法人等の株式及び出資金を除く）123百万円

2. 貸出金のうち、破綻先債権額は717百万円、延滞債権額は9,046百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権は11百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は239百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は10,015百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号）に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、846百万円であります。

7. 対応する債務が連結貸借対照表に計上されている担保提供資産はありませんが、為替決済、歳入代理店、公金収納、外国為替等の取引の担保として、有価証券15,493百万円、定期預け金212百万円及びその他資産13,000百万円を差し入れております。

なお、その他の資産には、保証金敷金203百万円及び手形交換所担保保証金等3百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、46,191百万円であります。このうち原契約期間

が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが39,487百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内（社内）手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 土地の再評価に関する法律（1998年3月31日公布法律第34号）に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 1998年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令（1998年3月31日公布政令第119号）第2条第4号に定める路線価及び第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、奥行価格補正、時点修正等合理的な調整を行って算出。

同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 3,140百万円

10. 有形固定資産の減価償却累計額 15,984百万円

11. 有形固定資産の圧縮記帳額 2,872百万円

12. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は25,564百万円であります。

（連結損益計算書関係）

1. 「その他の経常費用」には、貸出金償却0百万円、株式等償却49百万円及び株式等売却損222百万円を含んでおります。
2. 減損損失は、67百万円であります。

減損損失の算定に当たり、管理会計上の最小単位である営業店単位でグルーピングを行っております。また、本部資産、社員寮等、他の資産又は資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産を共用資産とし、遊休資産についてはそれぞれ単独の資産グループとしております。その結果、営業キャッシュ・フローの低下により減損損失を認識すべきと判定された次の資産グループ4カ所については、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

地域	主な用途	種類	減損損失（百万円）
福島県内	事業用資産4カ所	土地・建物	67

なお、当連結会計年度において減損損失の測定に使用した回収可能価額は、正味売却価額により測定しております。正味売却価額は、重要性の高い不動産については第三者から入手した鑑定評価額に基づく評価額、それ以外については「不動産鑑定評価基準」（国土交通省2002年7月3日改正）に準拠して評価した額からそれぞれ処分費用見込額を控除して算定しております。

(連結株主資本等変動計算書関係)

1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度 期首株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計 年度末株式数 (千株)	摘要
発行済株式					
普通株式	23,000	5,000	—	28,000	(注) 1
自己株式					
普通株式	23	0	—	23	(注) 2

(注) 1 普通株式の発行済株式の増加5,000千株は、第三者割当増資によるものであります。

2 普通株式の自己株式の増加0千株は、単元未満株式の買取請求によるものであります。

2. 配当に関する事項

(1) 当連結会計年度中の配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	45百万円	2円00銭	2019年3月31日	2019年6月26日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの
2020年6月23日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案
しております。

- ① 配当金の総額 55百万円
- ② 1株当たり配当額 2円00銭
- ③ 基準日 2020年3月31日
- ④ 効力発生日 2020年6月24日

なお、配当原資は、利益剰余金とする予定としております。

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当行グループは、銀行業務を中心として、リース業務、クレジットカード業務及び信用保証業務などの金融サービスを提供しております。当行グループの主たる業務である銀行業務について、当行では、福島県内を中心とした預金による調達を行っております。調達した資金は、福島県内の企業や個人、地方公共団体向けへの貸出金を中心として運用しております。このように、主として金利変動を伴う金融資産及び金融負債を有しているため、金利変動によるマイナスの影響を抑制するように、当行では、資産及び負債の総合的管理（以下、「ALM」という。）を行っております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当行グループが保有する金融資産は、主として福島県内の企業及び個人に対する貸出金であり、取引先の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されております。貸出金は、経済環境等の変化により、契約条件に従った債務履行がなされない可能性があります。

そのほか、有価証券は、主に債券、株式及び投資信託であり、満期保有目的、売買目的及びその他目的で保有しております。これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

金融負債の主なものは、一般顧客から調達する預金であり、当行グループの信用状況の変化や市場環境の大きな変化により、資金調達力の低下や資金流出が発生する流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当行グループは、当行の信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出先について信用情報に基づき内部格付を行い、与信限度額を設定し、個別案件ごとの与信審査によって、保証や担保の設定を検討しているほか、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。これらの与信管理は、審査部を中心として行われ、必要に応じて経営陣を含めた審査委員会での審議や取締役会に対する報告を行っております。

有価証券の発行体の信用リスクについては、総合企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

i) 金利リスクの管理

当行グループは、ALMによって金利の変動による影響を管理しております。ALMに関する規則及び要領において、リスク管理手法や手続き等の詳細を明記しており、ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した有価証券及び預金・貸出金等の金利リスクについて報告し、当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。また、取締役会に対しても定期的に報告しております。

ii) 価格変動リスクの管理

有価証券の保有については、投資運用ルールに従い、事前審査、投資額の限度のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。ALM委員会では総合企画部が月次ベースで把握した当該リスクの現状や今後の対応等の協議を行っております。

iii) 市場リスクに係る定量的情報

当行において、主要なリスク変数である金利リスク、価格変動リスク等の影響を受ける主たる金融商品は、「貸出金」、「有価証券」、「預金」であります。

当行では、これらの金融資産及び金融負債について、市場リスクに関する定量的分析を行っており、市場リスクの内部管理にVaRを利用しております。

VaRの算定にあたっては、分散共分散法（観測期間1年、信頼区間99%）を採用しております。算定に使用している保有期間は商品区分により異なり、「貸出金」及び「預金」は120日、また、「有価証券」のうち、満期保有目的の債券、政策投資株式は120日、売買目的有価証券は10日、その他有価証券は60日にて算定しております。

当期の連結決算日における当行の市場リスク量（損失額の推計値）は、全体で6,482百万円であります。ただし、VaRは過去の相場変動をベースに統計的に算出した一定の発生確率での市場リスク量を計測しており、通常では考えられないほど市場環境が激変する状況下におけるリスクは捕捉できない場合があります。

なお、当行ではモデルが算出するVaRと実際の損益を比較するバックテストを実施し、使用する計測モデルが十分な精度により市場リスクを捕捉していることを確認しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価は、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額を用いております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によって算定した場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。また、重要性が乏しいものは注記を省略しております。

	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時 価 (百万円)	差 額 (百万円)
(1) 現金預け金	76,484	76,484	—
(2) 金銭の信託	1,012	1,012	—
(3) 有価証券			
満期保有目的の債券	30,428	30,255	△173
其他有価証券	87,445	87,445	—
(4) 貸出金	529,903		
貸倒引当金 (*)	△4,141		
	525,761	527,579	1,817
資産計	721,132	722,777	1,644
(1) 預金	717,650	717,732	81
(2) 借入金	6,870	6,868	△1
負債計	724,520	724,600	80

(*) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券については、株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

なお、保有目的ごとの金銭の信託に関する注記事項については、「(金銭の信託関係)」に記載しております。

(3) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関等から提示された価格によっております。投資信託は、公表されている基準価格又は取引金融機関等から提示された基準価格によっております。

自行保証付私募債は、発行体の内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利に信用コスト率を加味した利率で割り引いて時価を算定しております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(4) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

なお、貸出金に含まれる仕組ローンについては、取引金融機関等から提示された価格によっております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、見積将来キャッシュ・フローの現在価値又は担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

負債

(1) 預金

要求払預金については、連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2) 借入金

借入金はずべて固定金利であり、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の新規借入において想定される利率で割り引いて時価を算定しております。なお、約定期間が短期間の場合は、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(3)その他有価証券」には含まれておりません。

区 分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
① 非上場株式 (* 1) (* 2)	611
② 組合出資金 (* 3)	930
③ 新株予約権付社債 (* 4)	45
合 計	1,586

(* 1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(* 2) 当連結会計年度において、非上場株式について1百万円の減損処理を行っております。

(* 3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(* 4) 新株予約権付社債については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の連結決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預け金	66,688	—	—	—	—	—
有価証券 (* 1)						
満期保有目的の債券	2,186	8,094	14,210	1,572	—	4,364
その他有価証券のうち 満期があるもの	5,594	3,024	1,627	3,600	900	4,300
貸出金 (* 2)	134,877	95,026	64,837	50,223	54,625	120,548
合 計	209,346	106,144	80,675	55,396	55,525	129,213

(* 1) 有価証券は、元本についての償還予定額を記載しており、連結貸借対照表計上額とは一致しておりません。

(* 2) 貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等、償還予定額が見込めない9,764百万円は含めておりません。

(注4) 借入金及びその他の有利子負債の連結決算日後の返済予定額

	1年以内 (百万円)	1年超 3年以内 (百万円)	3年超 5年以内 (百万円)	5年超 7年以内 (百万円)	7年超 10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金 (*)	684,937	23,868	8,844	—	—	—
借入金	6,105	530	235	—	—	—
合 計	691,042	24,398	9,079	—	—	—

(*) 預金のうち、要求払預金については、「1年以内」に含めて開示しております。

(有価証券関係)

連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「商品有価証券」が含まれております。

1. 売買目的有価証券 (2020年3月31日現在)

	当連結会計年度の損益に 含まれた評価差額 (百万円)
売買目的有価証券	△0

2. 満期保有目的の債券 (2020年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が連結貸借対照表 計上額を超えるもの	国債	—	—	—
	社債	8,200	8,245	45
	その他	499	534	34
	外国証券	499	534	34
	その他	—	—	—
	小 計	8,700	8,779	79
時価が連結貸借対照表 計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	21,728	21,475	△252
	その他	—	—	—
	外国証券	—	—	—
	その他	—	—	—
小 計	21,728	21,475	△252	
合 計		30,428	30,255	△173

3. その他有価証券 (2020年3月31日現在)

	種 類	連結貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	424	396	28
	債券	11,813	11,725	87
	国債	8,978	8,903	75
	地方債	—	—	—
	社債	2,834	2,822	12
	その他	19,851	19,220	630
	外国証券	902	900	2
	投資信託	18,948	18,320	628
	小 計	32,089	31,342	746
連結貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	1,770	2,847	△1,076
	債券	4,512	4,585	△72
	国債	3,493	3,559	△65
	地方債	—	—	—
	社債	1,018	1,025	△7
	その他	49,072	52,702	△3,629
	外国証券	2,257	2,297	△39
	投資信託	46,815	50,405	△3,589
小 計	55,355	60,134	△4,778	
合 計		87,445	91,477	△4,031

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却原価 (百万円)	売却額 (百万円)	売却損益 (百万円)
国債	10,094	10,622	527
合 計	10,094	10,622	527

(売却の理由) SBIホールディングス株式会社との資本業務提携による資産運用ビジネスの協働を今後展開していくに当たり、有価証券運用方針の変更を行ったため。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	売却額 (百万円)	売却益の合計額 (百万円)	売却損の合計額 (百万円)
株式	665	65	218
債券	16,137	315	0
国債	14,171	305	—
地方債	1,966	9	0
社債	—	—	—
その他	20,459	363	1,323
投資信託	20,459	363	1,323
合 計	37,262	744	1,542

6. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く。）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって連結貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当連結会計年度における減損処理額は株式47百万円であります。

なお、減損処理にあたっては、原則として当連結会計年度末における時価が取得原価に比べ50%以上下落した場合にはすべて減損処理を行い、30%から50%程度下落した場合には、回復の可能性を考慮して必要と認められた額について減損処理を行っております。

(金銭の信託関係)

運用目的の金銭の信託（2020年3月31日現在）

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円）
運用目的の金銭の信託	1,012	—

(賃貸等不動産関係)

賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため、注記を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	964円37銭
1株当たりの親会社株主に帰属する当期純利益金額	17円20銭

株主の皆さまへ

2020年5月29日
株式会社 福島銀行
取締役社長 加藤容啓

当行第154回定時株主総会における
新型コロナウイルス感染防止への対応について

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

来る6月23日（火）に当行第154回定時株主総会の開催を予定しておりますが、新型コロナウイルスによる感染防止に向けた当行の対応について、以下のとおりご案内いたしますとともに、株主の皆さまのご理解ならびにご協力をお願いいたします。

1. 当行対応について

- ・会場受付および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・接触感染のリスクを減らすため、本年はお土産の配布を行いません。

2. 株主さまへのお願い

- ・厚生労働省によれば、屋内の閉鎖的な空間で他人と近距離で一定時間いることが感染リスクを高め、特に基礎疾患のある方やご高齢の方は重症化のリスクが高いとされており、該当する株主さまは株主総会への出席を見合わせることもご検討ください。
- ・株主総会への出席を検討させている株主さまにおかれましては、当日までの健康状態にもご留意いただき、くれぐれもご無理をなさませぬようお願いいたします。
- ・株主総会の議決権行使につきましては、書面またはインターネットによる方法もございますので、そちらのご利用も併せてご検討ください。

3. ご来場される株主さまへのお願い

- ・マスク着用の上、ご来場くださいますようご協力をお願いいたします。
- ・会場に設置の消毒液をご利用いただきましてから会場内にお入りくださいますようお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主さまには、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことがございますので、あらかじめ了承ください。
- ・株主ではない代理人および同伴の方など、株主さま以外の方は本株主総会にご出席いただけません。

なお、今後の状況によりましては、対応方法等を変更する場合もございますので、ご了承いただきたくお願い申し上げます。

以上